

指定居宅介護支援事業所運営規定

ケアプランステーション マオイ

(目的)

第1条 この規定は、医療法人社団 恵庭南病院 が設置運営する指定居宅介護事業所の運営及び利用について必要な項目を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある方に対し、介護支援専門員(ケアマネージャー)が適正な指定居宅介護支援を提供することです。

(運営の方針)

- 第3条 (1) 事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為指定特定相談支援事業者等との連携を図ると共に、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正・中立な業務に努めます。
- (3) 当事業所に所属する職員の勤務体制についても、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランステーション マオイ
- (2) 所在地 北海道夕張郡長沼町東5線北4番地

(職員の職種、員数、及び業務内容)

第5条 ケアプランステーション マオイに勤務する居宅介護支援にあたる従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整等、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうと共に、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行なう。

(2) 介護支援専門員 1名（兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等の連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村から受諾に基づく要介護認定調査にあたる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日・年末年始は除く。
- (2) 営業時間 9:00から17:00までとする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者から相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析票の種類
利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、厚生労働省指定の「課題分析表標準項目」23項目を使用するものとする。
- (3) 居宅サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議の施行
居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画書原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行なうサービス担当者会議を利用者宅及び事業所内会議室において開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査行なう。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように支援を行う。
- (6) その他
利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために必要と認められるサービスの提供を行なう。

（費用等）

第8条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、長沼町とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を(テレビ電話措置等の活用して行なうことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
2. 虐待の防止ための指針を整備すること。
3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
4. 上記措置を適切に実施するため担当者を置くこと。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 居宅介護支援事業所、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 従業員、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- 附 則
- この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- この規定は、令和3年4月1日から一部変更にて施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から一部変更にて施行する。